

新監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

建 築 部 建築保全課、公共建築課
下 水 道 部 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所
下水道管理センター 維持管理課、施設管理課、施設整備課
監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

建 築 部 建築保全課、公共建築課
令和6年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事
下 水 道 部 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所
下水道管理センター 維持管理課、施設管理課、施設整備課
令和6年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事並びに令和5年度
契約した東下第25号、東下第28号及び東下第31号

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の調査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部署執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和7年9月9日～令和8年3月27日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理について、設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、おおむね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

交通誘導警備員の積算における単価設定を誤っていたもの

(建築部公共建築課)

建築部公共建築課は、令和6年度に契約した公建第1号「新潟市美術館大規模改修工事」の積算において、交通誘導警備員（以下「誘導員」という。）の単価設定を誤り、約145万円過少に積算していた。

公共建築工事は、工種が多岐にわたり、その多くが受注者から専門工事を請け負った下請業者で実施されることから、その積算体系も下請業者に関わる経費を全ての工種に計上することとされている。従って誘導員に係る積算をする場合も、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」に基づき、誘導員の労務単価に下請業者が負担する法定福利費相当額等を適切に反映した率を乗じた額（以下「下請経費等」という。）を算定し、誘導員の労務単価にその下請経費等を加算しなければならない。

しかし、本件工事は、誘導員の労務単価に下請経費等の加算を失念し、単価設定を誤ったことにより過少積算となっていた。本市の建築工事においては、このような積算ミスの防止策として「設計書作成時における確認事項」のチェックリストを使用すること

としており、リストには「積算基準等に基づき数量、単価が積算されていることを確認する」項目がある。同課は、この項目を複数人でチェックしていたが、組織として誤りを見過ごしていた。

工事の積算誤りは、受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。本件工事において、組織としてチェックリストを用いて確認していたにもかかわらず、誤りを見過ごしていたことは、同課のリスクに対する認識が不足していたとともに、チェック体制が形骸化していたと言わざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないように、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさを認識し、正確な設計積算能力の向上に努めるとともに、組織としてのチェック体制を今一度見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○公共建築工事標準単価積算基準（令和4年改定）

第1編 総則

2 単価及び価格の算定

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

イ. 材料単価（略）

ロ. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ハ. 機械器具費（略）

ニ. 仮設材費（略）

ホ. その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。（略））、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率に乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

○公共建築工事積算基準等資料（令和4年改定）

第4編 単価、価格等

第1章 共通事項

4 「その他」の率

（略）

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

（2） 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・昇降機設備の図面に不整合があったもの
- ・工事発注前の詳細協議が不足していたもの
- ・設計図書に施工条件が記載されていなかったもの

イ 積算に関すること

- ・変更設計の数量計上を誤っていたもの
- ・施工地域区分を確認する DID 地図を誤っていたもの
- ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの
- ・輸送費を間接工事費の対象としていなかったもの
- ・設計単価の決定方法を誤っていたもの
- ・見積の徴収による間接工事費を誤って利用し積算したもの

ウ 監理に関すること

- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの
- ・週休2日取得工事実施要領の運用を誤っていたもの
- ・建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領の運用を誤っていたもの
- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの
- ・現場環境改善費実施要領の運用を誤っていたもの